

平成 29 年度 九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

知的財産法

※ 問題 1 と問題 2 の解答の順序は問わないものの、解答する際には問題番号を明示すること。

問題 1

次の文章をよく読み、問いに答えなさい。（合計 60 点）

Xは、今は亡き画家Aの作品についての鑑定業務を行っている。AはXの母親であるが、2010年に死去した。

Yは、美術展の開催及び美術品の鑑定等を業とする株式会社であり、美術品を鑑定し、Yが真作と認める作品について、Yの鑑定委員会名義の「鑑定証書」を発行している。

Yは、2015年9月、Aが2000年に創作した「花」と題する絵画（以下、「本件絵画」という）を鑑定し、Yの鑑定委員会名義の鑑定証書を作製したが、その際、当該鑑定証書と本件絵画を縮小カラーコピーしたものを表裏に合わせた上で、パウチラミネート加工したもの（以下、「本件鑑定証書」という）を作製した。「パウチラミネート加工」とは、紙の表面などに透明のプラスチックフィルムを貼り合わせて加工することによって、紙の表面などを保護する技術のことを指す。

本件絵画の大きさは、縦40センチメートル、横30センチメートルである。本件鑑定証書の裏面に貼付された本件絵画の縮小カラーコピーの大きさは、縦16センチメートル、横12センチメートルである。

本件鑑定証書の裏面に貼付された本件絵画の縮小カラーコピーには、緑色と白色の背景、画面下部中央の黒色、灰色及び暗赤色様の幹または花瓶様のもの、画面全体に主に桃色による花が描かれている。この本件絵画の縮小カラーコピーからは、本件絵画が、油彩を画材として、画題である「花」が、単純化され、勢いのある筆致で絵の具を塗り重ねて描かれていることを、感得することができる。

- (1) XはYに対して、著作権法に基づいて、どのような請求をなしうるか。
(20点)
- (2) Xからの請求に対し、Yはいかなる反論をなしうるか。(20点)
- (3) 本件の最終的な結論はいかにあるべきか。(20点)

問題 2

特許法が、特許発明の「実施」(特許法 2 条 3 項)において掲げる行為は、どのような意味をもつと考えられるか。「物の発明」(特許法 2 条 3 項 1 号)における実施を念頭に置きながら答えなさい。(40 点)

※参照条文

特許法 2 条 3 項 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

1 物(プログラム等を含む。以下同じ。)の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為